

議案第 5 8 号	和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	議事課
<p>【目的】</p> <p>市長の事務分掌の見直しに伴い、和光市部設置条例の一部を改正する条例とあわせ、和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>改正の要点及び施行日は次のとおりです。</p> <p>1 改正の要点</p> <p>第 2 条第 2 項中「保健福祉部」を「保健福祉部、子どもあんしん部」に改めます。</p> <p>和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについては、平成 2 8 年 9 月定例会で改正されました。</p> <p>2 施行日</p> <p>平成 2 9 年 1 月 1 日から施行します。</p>	